

No.	④-10		R7 予算額	医療提供体制施設整備 交付金 38 億円の内数
事業名	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		府省庁名	厚生労働省
概 要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するため必要な施設の整備に係る経費に対する支援を行う。			
支援対象	指定研修機関	補助率	1/2	
対象事業	概要：看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や e ラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。 対象：指定研修機関又は指定研修機関の指定に係る審査を受けている者。ただし、指定研修機関については、大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。			
支援内容	研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や e ラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に係る費用を補助する。			
離島での実績	—			
備 考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL 03-3595-1111(4176)			
参照 HP				